国民年金保険料免除等の申請について

保険料を納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。収入の減少や失業等により国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（５０歳未満）」があります。

○保険料免除制度
所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得（１月から６月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合に申請し、承認されると次のように保険料の納付が免除になります。
①全額免除　②４分の３免除　③半額免除　④４分の１免除
※一部免除を承認された方は、一部納付保険料を納付する必要があります。納付書は承認通知書と合わせて日本年金機構から送られてきますので、期限内に納付してください。

○保険料納付猶予制度
２０歳から５０歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得（１月から６月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合に申請し、承認されると保険料の納付が猶予されます。

○申請免除等の承認期間と申請時期について
免除申請の承認期間は原則７月から翌年６月までとなっており、令和７年度の免除申請は７月１日（火）より申請可能となっています。
また、申請時点の２年１か月前の月分まで遡って申請することができます。

●**問 合 せ**　住民福祉課　☎８２－１２２６　秩父年金事務所　☎０４９４－２７－６５６０

フードドライブキャンペーンにご協力お願いします

フードドライブとは、ご家庭内で余った食品を集め、市町村窓口等を通して食品を真に必要とする人々に寄附する活動です。
令和４年度から本村でもフードドライブ事業を開始し、昨年は皆さまのご協力により最終的には１９０点余りの食品を収集することができました。温かいご支援、誠にありがとうございました。
今年度も引き続き、「フードドライブキャンペーン」を実施します。余った食品を積極的にご寄附いただき、村内で助け合いの輪を広げましょう！
皆さんからの多くのご寄附をお待ちしております。

●**ご寄附いただきたいもの**
缶詰、レトルト食品、インスタント食品、お菓子、調味料、飲料水などの
①賞味期限が明記され、期限が令和８年２月以降のもの（お米や塩など賞味期限がないものも受け付けます）
②常温で保存できるもの
③未開封のもの
●**収集場所**　東秩父村役場　住民福祉課
●**収集日時**　８月１日（金）～１０月３１日（金）
平日午前９時～午後５時
※寄附を考えており上記以外の日時で持ち込みを希望の場合、住民福祉課までご相談ください。
●**問 合 せ**　住民福祉課　☎８２－１２２６